

第 3 章

推進と評価の仕組み

1. 計画推進の考え方
2. 進行管理システム
3. 計画の推進体制

1. 計画推進の考え方

本計画に示す様々な施策、プロジェクトを確実に実行し、目指す将来像（ビジョン）を実現していくためには、計画の進捗状況を適時に確認しながら適切に対応する必要があります。また進行管理で課題となった事項については、関係するプロジェクト・施策の調整を行う等、確実に対応できる仕組みが必要になります。このためには、本計画を総合的に推進する推進体制の整備が不可欠になります。

また、総合的な環境施策を推進し、持続可能な地域社会を築くには、行政だけでなく、市民や事業者の環境保全の主体的な取り組み他、市民、事業者、行政のパートナーシップによって相乗効果をもたらすような取り組みが重要です。

そのため、本計画は計画策定の初期段階からパートナーシップ型で実施しましたが、引き続きパートナーシップのもと本計画を推進していくことを基本的な考え方とします。

2. 進行管理システム

計画の進行管理においては、「PDCA サイクル」を用います。

PDCA とは、「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（点検・評価）」、「Action（見直し）」のことで、 $P \rightarrow D \rightarrow C \rightarrow A \rightarrow P \rightarrow D \rightarrow \dots$ と繰り返し、スパイラルアップをしていくことで、プロジェクトの進行状況における問題を解決し、改善しながらビジョンの実現を目指す、進行管理の考え方です。

◆年次行動計画

市と推進組織が、環境基本計画に基づいて、市、市民、市民団体、事業者等が行う年度ごとの取組についてまとめ、公表します。

◆年次報告

市と推進組織は、環境基本計画の進捗状況について把握できるように必要な事項をまとめ、公表します。

◆環境マネジメントシステム（ISO14001）

市の業務全般に渡って環境配慮を行うための管理システムで、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むものです。市と推進組織で検討し、環境基本計画に基づいて決定した取り組みは事項は、ISO の環境側面として特定し、環境に影響を及ぼす事業の環境保全項目として管理し評価を行います。

◆環境審議会

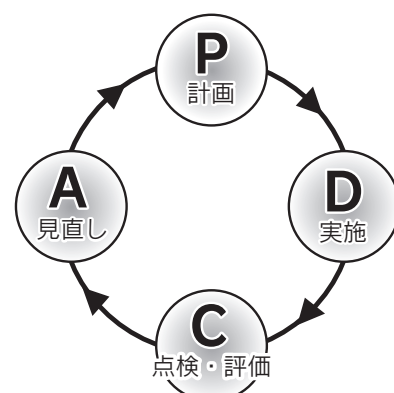
本計画に基づく各種環境施策の推進、及び環境保全全般に関する諸問題について調査審議を行います。また環境基本計画の見直しに際して、提言・助言を環境審議会に求めます。

①年次行動計画の策定

当年度に行う取組について、前年度に市と推進組織がその内容と目標を取りまとめます。

④計画の見直し

事業計画、年次行動計画の点検評価をもとに、環境基本計画全体の進捗状況を確認し、次年度の取組みに反映させます。当年度の事業結果は市と推進組織がまとめ、公表します。



②プロジェクトの実施

パートナーシップを基本として、プロジェクト、施策を実施します。

③実施内容の点検・評価

環境基本計画、年次行動計画や評価基準に照らし合わせて、点検・評価をします。

◆パートナーシップによる推進組織

市民、事業者、行政が協働で環境基本計画を推進するため、広く市民、市民団体、事業者等が参加できる（仮称）環境基本計画推進組織を設置し、この推進組織に市も参加することでパートナーシップによる計画の実践を目指した組織とします。

市民、市民団体、事業者等が環境基本計画のプロジェクトに参加できるような仕組みとして、単独または関係プロジェクトごとの推進委員会を運営します。この推進委員会には、市の関係課も参画し、パートナーシップでプロジェクトを進めます。

推進組織は、市と共に毎年の年次行動計画の作成、プロジェクトの実施、実施内容の点検・評価、計画の見直し、年次報告を行い、計画の進行管理をパートナーシップのもとで実行していきます。

◆庁内推進体制

パートナーシップに基づきながらも、市が主体的に責任を持って環境基本計画を推進していくため、庁内の推進体制を整えます。

庁内推進組織は、環境基本計画に基づく施策・事業の基本方針や重要事項について、庁内の関係課で（仮称）環境基本計画推進ワーキンググループを組織し、各課相互の連絡調整を行い、本計画に関連して行う各施策・事業の総合的、計画的かつ効果的な執行を図ります。また、全庁的な本計画の進行管理については、庁内の環境管理本部会議において環境マネジメントシステムを運用し計画の進行管理を図ります。

